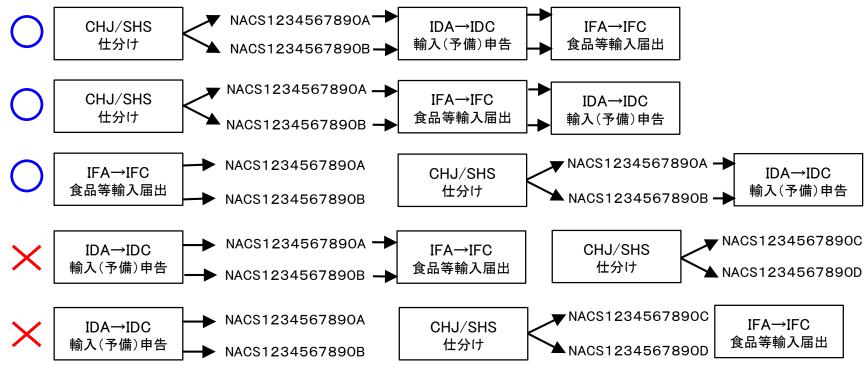
食品等輸入届出業務の順番



海上貨物において食品等輸入届出業務と他の業務との連携をスムーズに行うには、下記の順番で業務を行う必要があります。

(例)B/L番号:NACS1234567890



【ポイント】

IDA→IDC(輸入(予備)申告)業務が先にB/L番号に枝番を付与してしまうと、CHJ/SHS(仕分)業務では同じ枝番は払い出されない仕様のため、×のパターンの場合、食品等輸入届はマニュアル扱いの対応になる。

下記の方法であれば連携が出来なくはないが、輸入本申告でB/L番号の訂正が生じることになる。

